

とちぎメディカルセンター居宅介護支援事業所 運営規程

<事業の目的>

第1条 一般財団法人とちぎメディカルセンターが開設するとちぎメディカルセンター居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態等の者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

<事業の運営の方針>

- 第2条 事業所は利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業所は利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉サービスなど多様な事業所を紹介する。利用したい事業者を選定後は総合的かつ効率的に提供されるように配慮する。居宅サービスに位置づけたサービスの選定理由についても十分説明をする。
- 3 支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅サービス事業所、他の指定居宅介護支援事業所、医療機関、介護保険施設等との連携に努めます。

<事業所の名称及び所在地>

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 とちぎメディカルセンター居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 栃木県栃木市境町27番21号

<職員の職種、員数及び職務内容>

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (主任介護支援専門員) 介護支援専門員と兼務
事業所における介護支援専門員、その他の重傷者の管理、指定居宅介護支援の利用の申し込みにかかる調整、業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 介護支援専門員 3名以上 (うち1名管理者と兼務)
要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況に置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービスまたは施設サービスを適切に利用できるよう、サービス内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保健施設等との連絡調整等を行う。

<営業日及び営業時間>

第5条 事業所の営業日及び営業時間はつぎのとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日～金曜日 (祝日・12月30日～1月3日を除く)
- (2) 営業時間 午前8時30分～午後5時15分

<指定居宅介護支援の提供方法>

第6条 事業所が行う指定居宅介護支援の提供方法および内容は次のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員は、利用者宅または相談室において利用者の相談を受けるものとする。
- (2) 介護支援専門員は、介護サービス計画の作成に当たっては、課題分析標準項目に基づく課題分析票を用いて行うものとし、利用者の生活全般について状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営む事ができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- (3) 介護支援専門員は、介護サービス計画の原案に位置づけたサービスについての調整、専門的見地からの意見を求める等のため、サービス担当者会議を開催するものとする。会議(利用者の居宅を訪問しての実施が求められるものを除く)については、テレビ電話等ICT(情報通信技術)を活用する事ができるが、利用者または家族が参加する場合には同意を得る。

- (4) 介護支援専門員は、1 ヶ月に 1 回以上、特別な理由がない限り居宅訪問による面接を行う。また、当該計画作成後においても、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など、その利用者の求めるサービスが適切に提供されるよう、居宅訪問等による支援を行う。
- (5) 利用者は介護支援専門員に対して複数の事業者等の紹介を求めることや居宅サービス計画に位置づけた事業者の選定理由について説明を求める事ができる。また、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに事業所において作成された居宅サービスに位置づけられた利用割合の状況を文書により交付する。
- (6) 利用者が病院等に入院した場合には病院等と情報共有や連携を図るため、担当介護支援専門員の名前や連絡先を病院等に伝えてもらうこととする。

< 利用料その他の費用の額 >

第7条 指定居宅介護支援における法定代理受領以外の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

- 2 当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用料を徴収しない。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護支援に要した交通費を徴収する。事業所から片道およそ 10km 未満 0 円。1km 超えるごとに 50 円加算する。
- 4 前3項の利用等の支払いを受けた時は、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の同意を受ける。徴収の際は領収書を発行する。

< 通常の事業の実施地域 >

第8条 通常の事業の実施地域は、栃木市とする。

< 事故発生時の対応 >

- 第9条 事業所は利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村利用者の家族等に連絡を取るとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置、対応について記録を行うものとする。
 - 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

< 緊急時等における対応 >

第10条 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うために要介護者等を訪問していた際に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

< 苦情処理 >

第11条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

< 個人情報の保護 >

- 第12条 事業所は利用者または家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、事業所における個人情報保護マニュアルを遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者または家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者または家族の同意をあらかじめ書面により得るものとする。

< 虐待防止に関する事項 >

- 第13条 事業所は利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置を行うものとする。
- 2 事業所はサービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報するものとする。

<身体拘束等の禁止に関する事項>

第14条 利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

<業務継続計画の策定に関する事項>

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援を継続的に提供できるように業務継続計画の策定、研修及び訓練等の実施を行うものとする。

<衛生管理等>

第16条 事業所は感染症の予防及びまん延等を防止する為、委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練等を実施するように努める。

<ハラスメント対策の強化>

第17条 事業所は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、就業環境が害されることを防止するための対策を行う。

<電磁的記録等の対応>

第18条 事業所は書面の作成や保存について電磁的記録が行うことができるものとする。また、書面で行う事が規程または想定されるものについては、利用者または家族の承諾を得て書面に代えて電磁的方法で行う事ができるものとする。

<その他運営についての留意事項>

第19条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、採用時または継続的に研修の機会を設けるものとする。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため従業者でなくなった後においてもこれらの秘密保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 介護支援専門員は常に身分証を携行し提示を求められた時はいつでも身分証を提示する。

5 事業所は居宅介護支援に関する諸記録を整備し、サービス終了後5年間は保存するものとする。

6 運営規程等の重要事項について、閲覧可能な形で備え置くことにより、掲示に代える事ができるものとする。

7 この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は、とちぎメディカルセンター居宅介護支援事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 30 年 6 月 18 日から施行する。
 この規程は 2021 年 4 月 1 日から施行する。
 この規程は 2024 年 9 月 1 日から施行する。
 この規程は 2026 年 4 月 1 日から施行する。